

平成28年度 保育所・認定こども園・幼稚園 入所申込み案内



【お問い合わせ先】

伊佐市役所 こども課 子育て支援係
〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
TEL (0995) 23-1311

添付書類チェック表（※印は必要な方のみ）

提出する前にチェックをお願いします

支給認定申請書兼利用申込書		保育料連帯納付誓約書	
保育所等利用申込書		多子世帯保育料軽減同意書 ※	
支給認定現況届		育児休業取得証明書 ※	
保育を必要とする証明書		第3子以降保育料無料化申請書 ※	
家庭調査表		障がい・療育等の手帳 ※	

- ・印鑑の押し忘れはございませんか？
- ・申請書兼入所申込書は裏面にも記入するところがあります

入所申込みの受付について

申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
- 新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）
子育て支援センター（ルピナス・まむさる〜ん）

◆受付期間・場所

平成27年12月14日（月）～25日（金）

□保育園を希望する人

受付日	保育園	場所・時間
12月14日（月）	大口、大口里	こども課 （大口庁舎） 9時～19時
12月15日（火）	明德寺、山野、紅洋	
12月16日（水）	羽月、あゆみ	
12月17日（木）	みどり、ひまわり	
12月18日（金）	慈光、本城	
12月21日（月）	湯之尾、田中、市外	
12月22日（火） ～12月25日（金）	全保育園	

□認定こども園を希望する人

受付日	こども園	場所・時間
12月14日（月）～ 25日（金）	大口幼稚園	大口幼稚園 開園時間

□幼稚園を希望する人

受付日	幼稚園	場所・時間
12月14日（月）～ 25日（金）	本城幼稚園	教育委員会 学校教育課（菱刈庁舎） 8時30分～17時15分

◆申込みに必要な書類◆

1号認定利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規・継続)
 - ② 施設で指定する書類
- 条件によって次の書類が必要
- ③ 多子世帯保育料等軽減同意書
 - ④ 第3子無料化申請書
 - ⑤ 平成27年度所得課税証明書
(父・母 各1通)

- ※平成27年1月2日以降に伊佐市へ転入した人
- ⑥ 障がい者手帳等

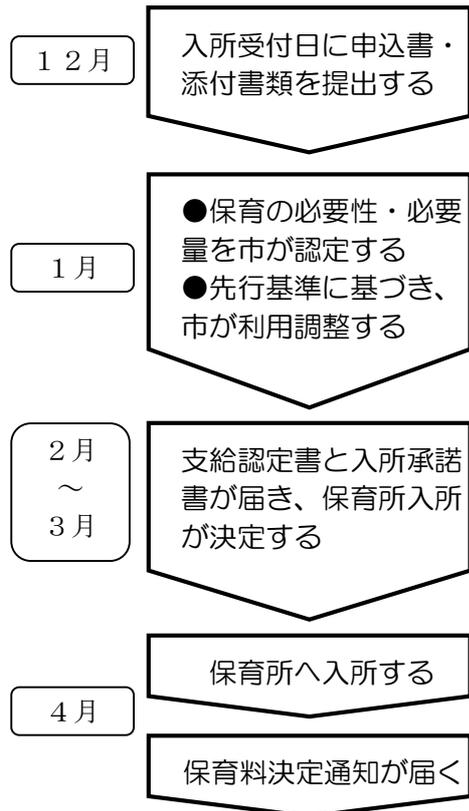
2・3号認定利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規申込みの場合)
- ② 保育所等利用申込書(継続入所の場合)
- ③ 支給認定現況届(継続入所の場合)
- ④ 保育を必要とする証明書
- ⑤ 家庭調査票
- ⑥ 保育料連帯納付誓約書

- 条件によって次の書類が必要
- ⑦ 多子世帯保育料軽減同意書
 - ⑧ 育児休業取得証明書
 - ⑨ 第3子無料化申請書
 - ⑩ 平成27年度所得課税証明書
(父・母 各1通)

- ※平成27年1月2日以降に伊佐市へ転入した人
- ⑪ 障がい者手帳等
 - ⑫ その他、保育が必要であることが確認できる書類（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆申込みから利用までの流れ◆



注意！

上記の「利用の流れ」は予定ですので、変更する場合があります。

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する
 場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とする証明書	
就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働 など、基本的にすべての就労を含む)	会社員	職場の証明
	自営業	代表者:民生委員の証明 社員:代表者が証明
	農業	民生委員の証明
	内職	事業所の証明
妊娠・出産(期限付き)		母子手帳
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病	診断書
	保護者の障がい	診断書+障害者手帳または介護認定所
同居または長期入院等している親族の 介護・看護	家族の看護	診断書
	家族の介護	障害者手帳または介護認定所 + 診断書または民生委員の証明 (介護を受けている側の地区の民生委員)
災害復旧		罹災証明等
求職活動(3ヵ月の期限付き)		ハローワークカード
就学(職業訓練校等を含む)		在学証明書等
育児休業取得中に、既に保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要		育児休業取得証明書
その他、虐待やDVのおそれがある等		

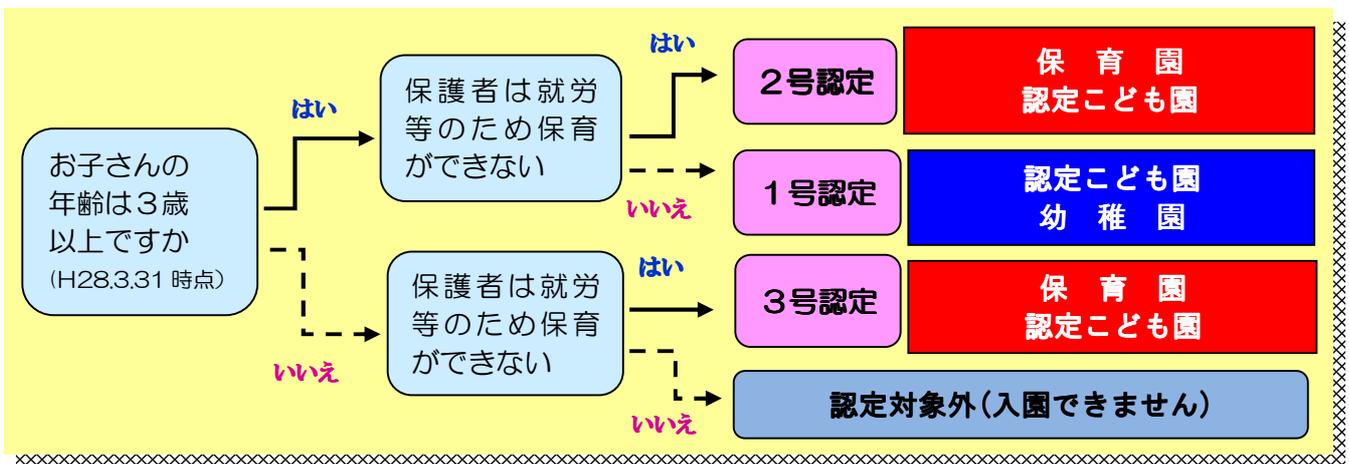
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所・幼稚園の利用を希望する場合、
 3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧

□保育園（2号・3号認定の児童）

施設名	定員	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等 (◎は他園に通園していても利用できます)
大口	60	大口	22-8125	7:00~18:00	一時預かり
大口里	60	大口	22-2327	7:00~18:00	一時預かり
明德寺	60	大口	22-6195	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
山野	40	山野	22-1476	7:00~18:00	
羽月	90	羽月	22-6388	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎病児保育
あゆみ	60	大口	22-5473	7:00~18:00	一時預かり
みどり	140	大口	22-2611	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育
ひまわり (みどり分園)	40	大口	23-5560	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
紅洋	45	曾木	25-2155	7:00~18:00	延長保育
慈光	50	菱刈	26-2145	7:30~18:30	一時預かり、延長保育、休日保育
湯之尾	40	湯之尾	26-0640	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育
本城	50	本城	26-4161	7:30~18:30	
田中	60	田中	26-1016	7:00~18:00	一時預かり、延長保育

□認定こども園（1号・2号・3号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
		1号	2号	3号				
大口幼稚園	保育 20 教育 70	○	○	○	大口	22-0450	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり

□幼稚園（1号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	認定区分			所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
		1号	2号	3号				
本城幼稚園	60	○			本城	26-0185	9:00~14:30	

◆保育の必要時間（2号・3号認定） 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長 11 時間）	1 か月あたり 120 時間以上の就労
保育短時間（最長 8 時間）	1 か月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、48 時間です。

※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。

※保育標準時間と短時間保育では、月額保育料が異なります。

延長保育	標準時間 原則的な保育時間（11 時間）												延長保育
延長保育	短時間 原則的な保育時間（8 時間）												延長保育

6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時 19時

※就労状況で、保育時間を決定します。詳しくはこども課までお問い合わせください。

◆優先利用について

同一の保育園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

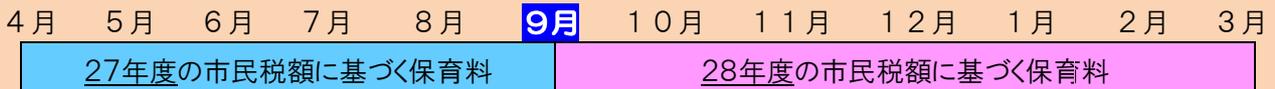
□優先利用される事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだい在同一の施設利用を希望
○虐待・DVのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

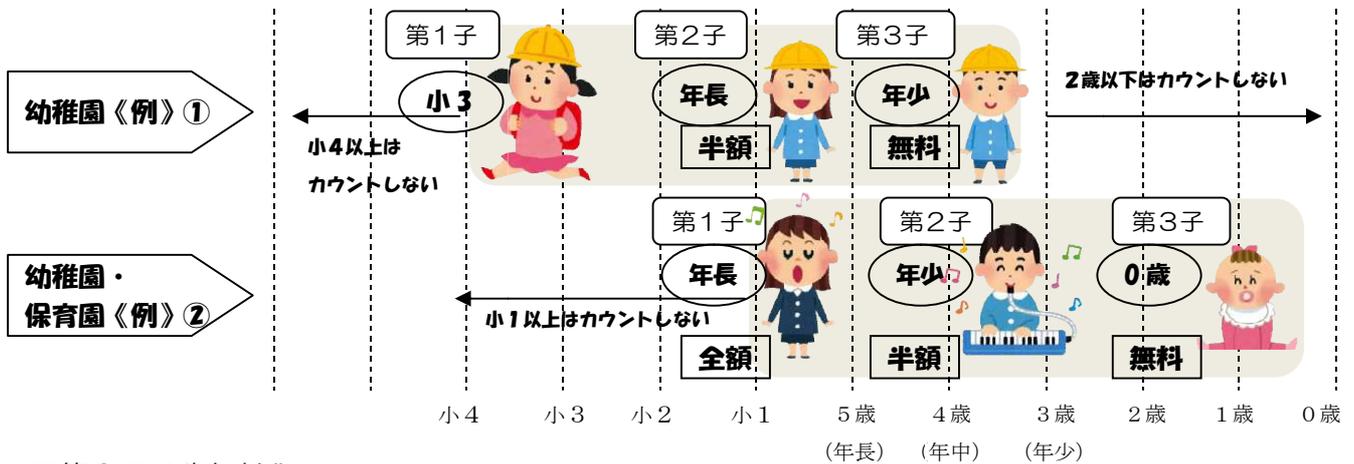
大口幼稚園 本城幼稚園	教育の必要性の認定を受けた人 1号認定（3～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。
保育所 大口幼稚園	保育の必要性の認定を受けた人 2・3号認定（0～5歳）	市が所得に応じて保育料を定めます。 「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの 区分に分けられます。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（下図は28年度の場合）



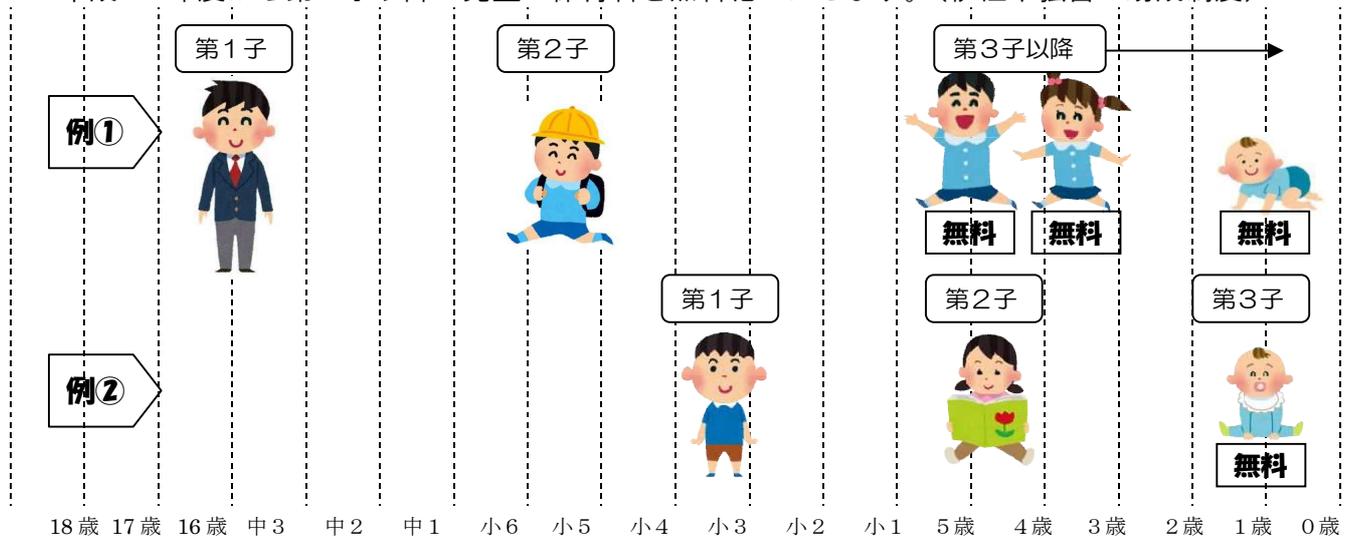
□きょうだい同時入所の保育料の軽減

幼稚園・保育園をきょうだいで利用する場合は、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



□第3子以降無料化

平成27年度から第3子以降の児童の保育料を無料化いたします。（伊佐市独自の助成制度）



第3子以降の児童とは

保護者が現に養育している満18歳未満（高校3年相当）の児童のうち、年長者を第1子とし、年長順に数えて第3子以降の児童です。

利用者負担徴収基準額表（保育料月額）

◆ 1号認定こども（幼稚園の利用）【教育時間認定】

階層区分（国・市共通）		国基準	市基準
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税 非課税世帯	3,000	3,000
3	市民税 所得割 77,100 円以下	16,100	12,800
4	所得割 211,200 円以下	20,500	16,400
5	所得割 211,201 円以上	25,700	20,600

※2子目 利用者負担金×0.5（同時入所）

※第3子目以降 無料

※ひとり親世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護世帯の子どもについては、1号認定の2階層と2・3号認定の市B階層は0円、1号認定の3階層と2・3号認定の市C1・C2階層は、1,000円減となる

◆ 2号・3号認定こども（保育所の利用および認定こども園の保育利用）【保育認定】

国階層区分	市階層区分		3号認定（3歳未満）				2号認定（3歳以上）			
			標準時間		短時間		標準時間		短時間	
			国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B	市民税非課税世帯	9,000	7,000	9,000	7,000	6,000	5,000	6,000	5,000
3	C1	市民税均等割額のみ世帯	19,500	14,000	19,300	13,800	16,500	11,000	16,300	10,900
	C2	市民税所得割 48,600 円未満		17,000		16,800		15,000		14,800
4	D1	所得割 72,800 円未満	30,000	22,000	29,600	21,700	27,000	19,000	26,600	18,700
	D2	所得割 97,000 円未満		25,000		24,600		23,000		22,700
5	D3	所得割 133,000 円未満	44,500	30,000	43,900	29,500	41,500	28,000	40,900	27,600
	D4	所得割 169,000 円未満		35,000		34,500		32,000		31,500
6	D5	所得割 235,000 円未満	61,000	41,000	60,100	40,400	58,000	35,000	57,100	34,500
	D6	所得割 301,000 円未満		46,000		45,300		37,000		36,400
7	D7	所得割 397,000 円未満	80,000	55,000	78,800	54,100	77,000	39,000	75,800	38,400
8	D8	所得割 397,000 円以上	104,000	71,000	102,400	69,800	101,000	41,000	99,400	40,400

□ 保育料の契約と支払方法

施設	契約	支払方法	
大口幼稚園	大口幼稚園	直接幼稚園へ支払い	
本城幼稚園	市教育委員会 学校教育課	市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください	
保育園	市（こども課）	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。12月には25日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。 引き落としする通帳と通帳印が必要です。
		納付書	毎月10日頃、保育園経由で当月分の納付書を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンスストア

注 意

- 保育料は期限内に納付してください。
- 納付が確認できない場合、翌月20日頃督促状を発送いたします。
- 保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。
- 納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合があります。